

平成 29 年 9 月 28 日

議長 徳 元 敏 之 殿

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会
委員長 国 吉 武 光

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会中間報告書

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会における付託事件の調査検討中の事件について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により別紙のとおり中間報告をします。

**平成 25 年6月の行政視察調査特別委員会
中間報告書**

平成 29 年 9月

目 次

1. 調査の趣旨	・ ・ ・ ・	1
2. 特別委員会の設置		
(1) 設置の経緯	・ ・ ・ ・	1
(2) 特別委員会の設置決議	・ ・ ・ ・	2
(3) 委員の構成	・ ・ ・ ・	4
(4) 申し合わせ事項	・ ・ ・ ・	4
3. 調査事項	・ ・ ・ ・	5
4. 委員会の開催状況	・ ・ ・ ・	5
5. 証人、参考人、説明員の出席等	・ ・ ・ ・	7
6. 資料の提出	・ ・ ・ ・	8
7. 視察の概要	・ ・ ・ ・	9
8. 調査の内容		
(1) 視察（調査事項）の実施状況について	・ ・ ・ ・	10
(2) 「市内視察」について	・ ・ ・ ・	11
(3) 宿泊先について	・ ・ ・ ・	11
(4) 栗田政男網走市議への照会について	・ ・ ・ ・	12
(5) オホーツクカントリークラブへの照会について	・ ・ ・ ・	12
9. 中間報告段階におけるまとめ	・ ・ ・ ・	13

別 紙 糸満市議会 行政視察行程

1. 調査の趣旨

平成 28 年 12 月 5 日付の読売新聞に、平成 25 年 6 月に本市の議員 8 人が公費で北海道網走市を訪れた際、4 人の市議（当時）が「市内視察」と称してゴルフをしていたことがわかったとの記事が掲載された。ゴルフをした 4 人のうち、3 人はすでに議員の任期を終えていたが 1 人が現職であったことや、行政視察の行程中に起こった出来事であることから本市議会内でも問題視する声が上がった。

これを受けて糸満市議会として、平成 25 年 6 月 4 日から 6 月 7 日にかけて行われた行政視察の事実関係を明らかにし、再発防止につなげるため平成 28 年 12 月定例会において、平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会を設置し調査していくこととなった。

2. 特別委員会の設置

（1）設置の経緯

平成 28 年 12 月 19 日の議会運営委員会において、調査特別委員会の設置が提案された。協議の結果、地方自治法第 100 条調査権を付与する調査特別委員会を設置し、平成 25 年 6 月の行政視察について調査する決議案が全会一致で決定した。

平成 28 年 12 月定例会の最終日である 21 日の本会議において、平成 25 年 6 月の行政視察の調査に関する決議が全会一致で可決された。

(2) 特別委員会の設置決議

議員提出議案第 14 号

行政視察（平成 25 年 6 月）の調査に関する決議について

上記に関し、別紙のとおり決議するものとする。

平成 28 年 12 月 21 日

提出者 浦 崎 暁

賛成者 當 銘 真 栄

〃 玉 村 清

〃 山 城 勉

〃 金 城 悟

〃 新 垣 安 彦

行政視察（平成 25 年 6 月）の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。
平成 25 年 6 月に実施した 5 会派（兼城クラブ、市民クラブ、新政クラブ、三和クラブ、糸翔クラブ）による行政視察（東京都、北海道）に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 9 人からなる平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、622,680 円以内とする。

(3) 委員の構成

委員会の定数 9人

委員長	国	吉	武	光	君
副委員長	浦	崎		暁	君
委員	新	垣	勇	太	君
委員	當	銘	真	栄	君
委員	比	嘉		譲	君
委員	山	城		勉	君
委員	金	城		悟	君
委員	伊	敷	郁	子	さん
委員	新	垣	安	彦	君

(4) 申し合わせ事項

1. 原則審査は記録に残す。
2. 質疑、意見を述べる際は起立して発言する。
3. 採決の方法は起立採決。全会一致の場合は簡易採決。
4. 職員を招致する際は発言に責任を持てる職員とする（管理職等）。
5. 委員会は原則公開とする。必要があれば秘密会とする。
6. 質疑は、委員1人につき5分以内とする。
7. 重複する質疑については委員長が代表質疑を行う
8. 各委員からの質疑については通告制とする
9. 質疑の順番はくじで決定する

3. 調査事項

平成 25 年 6 月に実施した 5 会派（兼城クラブ、市民クラブ、新政クラブ、三和クラブ、糸翔クラブ）による行政視察（東京都、北海道）に関する事項

4. 委員会の開催状況

回 数	開催日	審査及び調査の概要、決定事項
第 1 回	H28. 12. 21	・ 正副委員長の互選 委 員 長 国吉 武光 副委員長 浦崎 暁
第 2 回	H29. 1. 10	・ 委員の席を決定した。 ・ 当該視察に係る行程表、旅行命令簿、搭乗証明書等の資料を配布し、事務局より資料の概要説明及び質疑応答を行った。 ・ 委員会の申し合わせ事項について協議した。 ①原則審査は記録に残す。 ②質疑、意見を述べる際は起立して発言する。 ③採決の方法は起立採決。全会一致の場合は簡易採決。 ④職員を招致する際は発言に責任を持てる職員とする。（管理職等） ⑤委員会は原則公開とする。必要があれば秘密会とする。 以上を委員会の申し合わせ事項とすることに決定した。
第 3 回	H29. 2. 2	・ 100 条調査の目的及び調査範囲等についての資料を配布し、委員会の共通認識として共有することとした。 ・ 委員会の申し合わせ事項について協議した。 ①質疑は、委員 1 人につき 5 分以内とする。 ②重複する質疑については委員長が代表質疑を行う。 ③各委員からの質疑については通告制とする。 ④質疑の順番はくじで決定する。 以上を委員会の申し合わせ事項とすることに決定した。 ・ 参考人招致について協議した。 玉城安男氏、新垣新氏の 2 名を参考人招致することを決定した。
第 4 回	H29. 2. 23	・ 参考人 2 名（玉城安男氏、新垣新氏）ともに日程の調整ができず参考人招致できなかった。 ・ 視察の実施状況及び宿泊状況について資料を配布し、説明を行った。 ・ 新垣新氏から提出された異議申立書を委員長が読み上げて報告した。 ・ 今後の進め方について協議した。 3 月定例会中に 8 名（玉城安男氏、新垣新氏、玉城朗永氏、喜納正治氏、伊敷幸昌氏、大城明弘氏、長嶺實氏、賀数武治氏）の参考人を招致し意見を求めることを決定した。

第 5 回	H29. 3. 16	・ 参考人 6 名に質疑を行った。 玉城安男氏、喜納正治氏、伊敷幸昌氏、大城明弘氏、長嶺實氏、賀数武治氏
第 6 回	H29. 4. 20	・ 参考人 2 名に質疑を行った。 玉城朗永氏、新垣新氏 ・ 平成 28 年 12 月定例会会議録（12 月 15 日の山城勉議員の一般質問）を配布した。（第 4 回委員会にて、委員より資料提出要求があった。）
第 7 回	H29. 6. 13	・ 委員会の今後の進め方について協議を行った。
第 8 回	H29. 8. 22	・ 委員会の今後の進め方について ゴルフの件と観光の件の 2 つを問題点として、今後調査を進めて行くことについて、採決を行い全会一致で可決した。 ・ ゴルフの件と観光の件について栗田網走市議に任意の照会をすることを決定した。
第 9 回	H29. 9. 25	・ 平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会網走市議会栗田政男議員への照会事項（回答票）、平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会照会事項（回答票）（オホーツクカントリークラブ）を配布した。 ・ 平成 29 年 9 月定例会最終日に中間報告を行うということで各委員の意見が一致した。
第 10 回	H29. 9. 27	・ 平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会中間報告書の内容について協議し、全会一致で中間報告書を議長に提出することを決定した。

5. 証人、参考人、説明員の出席等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項
なし

(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

1. 平成 29 年 3 月 16 日 糸満市議会議員 玉城 安男
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
2. 平成 29 年 3 月 16 日 糸満市議会議員 喜納 正治
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
3. 平成 29 年 3 月 16 日 糸満市議会議員 伊敷 幸昌
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
4. 平成 29 年 3 月 16 日 糸満市議会議員 大城 明弘
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
5. 平成 29 年 3 月 16 日 前糸満市議会議員 長嶺 實
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
6. 平成 29 年 3 月 16 日 前糸満市議会議員 賀数 武治
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
7. 平成 29 年 4 月 20 日 前糸満市議会議員 玉城 朗永
「平成 25 年 6 月の行政視察について」
8. 平成 29 年 4 月 20 日 前糸満市議会議員 新垣 新
「平成 25 年 6 月の行政視察について」

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要
なし

6. 資料の提出

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会へ提供された資料

No.	提供日	資 料 名	備 考
1	H29. 1. 10	議員派遣の件・派遣承認要求書	
2	〃	行政視察依頼文書	
3	〃	参加者名簿	
4	〃	行政視察行程表	
5	〃	旅行命令簿	
6	〃	支出負担行為伺書兼支出命令書・旅費内訳	
7	〃	概算払清算票・旅行代理店領収書	
8	〃	搭乗証明確認票・搭乗証明書	
9	〃	視察先御礼文書	
10	H29. 2. 23	平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会について（異議申し立て）	
11	〃	糸満市議会議員による行政視察の実施状況（回答票） ①網走市議会事務局 ②網走商工会議所 ③網走漁業協同組合	
12	〃	網走ロイヤルホテル宿泊証明書	

13	〃	電話での問い合わせ事項	
14	H29. 4. 20	平成 28 年 12 月定例会会議録（12 月 15 日の山城勉議員の一般質問）	
15	H29. 9. 25	平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会網走市議会栗田政男議員への照会事項（回答票）	
15	〃	平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会照会事項（回答票）（オホーツクカントリークラブ）	

7. 視察の概要

①派遣の承認について

平成 25 年 5 月 24 日付、伊敷幸昌（市民クラブ）、大城明弘（兼城クラブ）、長嶺實（兼城クラブ）、賀数武治（新政クラブ）、新垣新（新政クラブ）、喜納正治（三和クラブ）、玉城朗永（三和クラブ）、玉城安男（糸翔クラブ）の 8 人から議員派遣承認要求書が提出されており、同日付で議長において派遣を決定している。

- 1 期 間 平成 25 年 6 月 4 日～6 月 7 日（4 日間）
- 2 場 所 東京都東村山市、北海道網走市
- 3 目 的 ハンセン病資料館、網走市のエミュー事業、中心市街地及び水産業活性化の取り組み等を視察調査し、資質の向上を図る。

②旅費について

当該視察に係る旅費（ホテルパック代、日当、車賃等）として 1 人当たり 148,830 円、合計 1,190,640 円が公費で支出されている。

③行政視察行程について（別紙）

8. 調査の内容

本委員会は当該視察に参加した8名を参考人として招致し、平成25年6月の行政視察について質疑を行った。また、平成29年8月22日の第8回委員会において、ゴルフの件と観光の件を問題点として今後調査を進めて行くことについて全会一致で決定したことから、網走市議会議員と網走市のゴルフ場に照会を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 視察（調査事項）の実施状況について

当該行政視察は、東京都東村山市の「国立ハンセン病資料館」、北海道網走市の「エミュー事業による地域活性化」、「中心市街地の活性化」、「網走漁協と地域の関係」の4点について調査することを目的としていたことから、その実施状況について参考人質疑を行った。主な内容は以下のとおりである。

① 6月4日（行程1日目）の視察について

6月4日の国立ハンセン病資料館の視察については、伊敷幸昌議員、大城明弘議員、賀数武治前議員、喜納正治議員、新垣新前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の7名は視察に参加したとの意見があったが、玉城朗永前議員については当該視察には参加せず、北海道網走市に移動し車の手配を行ったとの意見があった。

② 6月5日（行程2日目）の視察について

6月5日のエミュー事業による地域活性化の視察については、伊敷幸昌議員、大城明弘議員、賀数武治前議員、喜納正治議員、新垣新前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の7名は視察に参加したとの意見があったが、玉城朗永前議員については視察に参加せず漁港の底引き網、イカ釣り、漁船の準備等を視察したとの意見があった。

③ 6月6日（行程3日目）の視察について

6月6日の中心市街地の活性化の視察については、伊敷幸昌議員、大城明弘議員、賀数武治前議員、喜納正治議員、新垣新前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の7名は視察に参加したとの意見があったが、玉城朗永前議員については視察に参加せず東藻琴（ひがしもこと）のシバザクラを視察したとの意見があった。

④ 6月7日（行程4日目）の視察について

6月7日の網走漁協と地域の関係の視察については、伊敷幸昌議員、大城明弘議員、賀数武治前議員、喜納正治議員、新垣新前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員、玉城朗永前議員の8名全員が視察に参加したとの意見があった。

(2) 「市内視察」について

6月6日と6月7日の行程表には調査事項の視察終了後に「市内視察」が予定されているが、具体的な視察先は記載されていなかった。新聞報道等で「市内視察」の時間帯にゴルフをしていた議員がいたことが明らかになっていたことから、「市内視察」の状況について参考人質疑を行った。主な内容は以下のとおりである。

① ゴルフの件について

6月6日の「市内視察」の時間帯に玉城朗永前議員、賀数武治前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の4名がゴルフをしたことを認めている。

6月7日の「市内視察」の時間帯に玉城朗永前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の3名がゴルフをしたことを認めている。しかしながら、ゴルフをした場所や時間等については4名とも「覚えていない」との意見であり明確にならなかった。

また、ゴルフバッグについては、賀数武治前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の3名は「レンタルした」、玉城朗永前議員については「持参した」との意見があった。

ゴルフ場への移動手段については、玉城朗永前議員が手配した車で移動したとの意見があった。

② 観光の件について

6月6日の「市内視察」の時間帯に伊敷幸昌議員、大城明弘議員、喜納正治議員、新垣新前議員の4名、6月7日の「市内視察」の時間帯に伊敷幸昌議員、大城明弘議員、喜納正治議員、新垣新前議員、賀数武治前議員の5名が博物館網走監獄、オホーツク流氷館、遊覧船に乗って知床半島などを視察したとの意見があった。

また、移動手段については玉城朗永前議員が手配した車を使用しており、運転手は栗田網走市議の息子だったとの意見があった。

(3) 宿泊先について

当該視察に参加した8名とも1日目は品川プリンスホテル、2日目、3日目については網走ロイヤルホテルへの宿泊が予定されていた。参考人質疑及び網走ロイヤルホテルの宿泊証明書から確認できた内容は以下のとおりである。

伊敷幸昌議員、大城明弘議員、賀数武治前議員、喜納正治議員、新垣新前議員、玉城安男議員、長嶺實前議員の7名については3泊とも予定されていた宿泊先に宿泊したとの意見があったが、玉城朗永前議員については1日目の宿泊先として予定されていた品川プリンスホテルには宿泊せず、網走ロイヤルホテルに宿泊したことを認めている。網走ロイヤルホテルの宿泊証明書からも玉城朗永前議員が3泊したことが確認された。

(4) 栗田政男網走市議への照会について

参考人質疑においては、ゴルフ場の名称や時間等が明らかにならなかった。また、参考人からゴルフ場や観光施設等に栗田氏の車で案内されたとの意見があったことから同氏へ照会を行った。回答の内容は以下のとおりである。

(回答票には、同氏から「記憶をたよりに作成しましたので、少しの相違はあるかもしれませんが」との記載があった。)

① 6月6日のゴルフについて

ゴルフをした場所は網走カントリークラブ(9H)で午後スタート。参加したメンバーは玉城朗永、賀数武治、玉城安男、長嶺實、栗田政男の5名。ゴルフ場の予約者は網走カントリークラブ社長栗田政男。

② 6月7日のゴルフについて

ゴルフをした場所はオホーツクカントリークラブ(網走市北浜)で午前10時30分スタート。参加したメンバーは玉城朗永、玉城安男、長嶺實、栗田政男、商工会議所役員2名、ロータリークラブ3名、経済界6名の計15名。ゴルフ場の予約者は栗田政男。

③ 6月6日の観光について

案内した場所は知床方面全体の観光。時間は午後より。移動手段は網走カントリークラブ所有のワゴン車。運転手は[]。案内したメンバーは伊敷幸昌、大城明弘、喜納正治、新垣新。

④ 6月7日の観光について

案内した場所は博物館網走監獄、オホーツク流氷館、能取岬。移動手段は網走カントリークラブ所有のワゴン車。運転手は[]。案内したメンバーは伊敷幸昌、大城明弘、喜納正治、新垣新、賀数武治。

(5) オホーツクカントリークラブへの照会について

栗田氏の回答により、6月7日にオホーツクカントリークラブでゴルフをしたことが明らかになったことから、同施設へ照会を行った。同施設支配人からの回答は以下のとおりである。

①平成25年6月7日に本市議会議員3名(玉城安男、長嶺實、玉城朗永)が貴施設において網走市の各種団体の方々とゴルフをした件について

ゴルフをした時間は、開始午前8時、終了午後12時頃。参加人数は16名。参加者の氏名については、「個人情報等を開示することはできません」との回答であった。

9. 中間報告段階におけるまとめ

(1) 「市内視察」の時間帯にゴルフ及び観光をしたことは不適切である。

(2) 本委員会は今後も審査を継続する。

糸満市議会 行政視察行程

別紙

日付	時間	行 程	備考・宿泊先等
【1日目】 6月4日 火曜日	06:40	那覇空港JALカウンター前に集合	【宿泊先】 品川プリンスホテル 〒108-8611 東京都港区高輪4-10-30 Tel: 03-3440-1111 〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13
	07:40	JAL900便にて那覇空港発 → 羽田空港 (09:55着)	
	10:07	羽田空港 → 品川駅 → 池袋駅 → 小竹向原駅 → ひばりヶ丘駅 → 清瀬駅	
	11:35	昼食	
	13:00	国立ハンセン病資料館 視察 13:00~14:30 Tel: 042-396-2909	
	14:30	清瀬駅 → ひばりヶ丘駅 → 小竹向原駅 → 渋谷駅 → 品川駅 → ホテルへ	
【2日目】 6月5日 水曜日	11:00	ホテル発 → 品川駅 → 羽田空港	【宿泊先】 網走ロイヤルホテル 〒093-0676 北海道網走北6条7丁目 Tel: 0152-43-3121 〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目
	11:20	昼食 (羽田空港内)	
	12:30	JAL1189便にて羽田空港発 → 女満別空港 (14:15着)	
		女満別空港 → 網走市役所	
	15:00	網走市役所 視察 15:00~16:30 (エミュー事業による地域活性化について) 網走市議会 Tel: 0152-44-6111	
	16:30	網走市役所 → ホテルへ	
	18:30	網走市議会との懇親会	
【3日目】 6月6日 木曜日	9:15	ホテル発 → 網走市役所	【宿泊先】 網走ロイヤルホテル 〒093-0676 北海道網走北6条7丁目 Tel: 0152-43-3121 〒093-8555 北海道網走市南4条西1丁目
	9:30	網走市長表敬 ※公務の都合上、副市長になる可能性あり	
		網走市役所 → まちなか交流プラザへ (まちプラ)	
	10:00	中心市街地 視察 10:00~11:00 (中心市街地の活性化について) 商工会議所 Tel: 0152-43-3031	
	12:00	昼食	
	13:00	市内視察 → ホテルへ	
【4日目】 6月7日 金曜日	08:40	ホテル発 → 網走漁業共同組合へ	〒093-0032 北海道網走市港町4-63
	09:00	網走漁業協同組合 視察 9:00~10:00 (網走漁協と地域の関係について) 網走漁業協同組合 Tel: 0152-43-3121	
	10:00	市内視察	
	12:00	昼食	
	13:00	市内視察 → 女満別空港 (14:00)	
	15:00	JAL1188便にて女満別空港発 → 羽田空港 (16:55着)	
	17:45	JAL925便にて羽田空港発 → 那覇空港 (20:25着)	
	20:25	那覇空港着	